

## 東京都北区社会福祉法人に関する証明書交付事務取扱要綱

24北福健第2289号

平成25年2月13日区長決裁

(改正) 令和元年8月21日区長決裁

(改正) 令和2年2月10日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、主たる事務所が東京都北区の区域内にある社会福祉法人（当該社会福祉法人の事業が東京都北区の区域を越えないものに限る。）に関する証明書の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (証明書の種類)

第2条 社会福祉法人に関する証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 税額控除対象社会福祉法人であることの証明書（以下「税額控除に係る証明書」という。）

### (様式)

第3条 申請書及び証明書の様式は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 税額控除に係る証明申請書（別記第1号様式）
- (2) 寄附金受入明細書（別記第2号様式）
- (3) チェック表A（別記第3-1、3-2号様式）
- (4) チェック表B（別記第4号様式）
- (5) 税額控除に係る証明書（別記第5号様式）

### (申請)

第4条 社会福祉法人に関する証明書を申請できる者は、当該社会福祉法人の長とする。

2 税額控除に係る証明書（別記第5号様式）を申請する者（以下「申請者」という。）は、税額控除に係る証明申請書（別記第1号様式）に寄附金受入明細書（別記第2号様式）を添えて申請するものとする。

3 申請者は、税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等に関する留意事項について（平成28年6月20日付社援基発0620第1号）の記書きの2（1）〈要件1〉のただし書の適用がある場合にはチェック表A（別記第3-1、3-2号様式）を、〈要件2〉の適用がある場合にはチェック表B（別記第4号様式）を、それぞれ前項の規定による申請の際に添付するものとする。

### (手数料の徴収)

第5条 社会福祉法人に関する証明書の申請があったときは、東京都北区手数料条例（平成12年3月東京都北区条例第22号）別表第2二十の項の規定に基づき、申請者から手数料を徴収する。

### (委任)

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は健康福祉部長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

東京都北区長様

法人の名称  
代表者の氏名

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請する要件

- <要件1>第三号イ（2）に規定された要件
- <要件2>第三号イ（1）に規定された要件

2. 実績判定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 添付書類

- 寄附金受入明細書（<要件1、2>の場合）
- チェック表A（<要件1>の場合）
- チェック表B（<要件2>の場合）

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

第2号様式（第3条関係）

年度分 寄附金受入明細書

社会福祉法人の名称

事務所の所在地

年 月 日 ～ 年 月 日

	氏名	住所	寄附金額	受領年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実相違ありません。

法人名

印

チェック表A 第3-1号様式(第3条関係)

☞ 実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の会計年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	年	月	日	～	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)		ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。				

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数	(自動計算⇒)	
④年平均の寄附金額	(自動計算⇒)	

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤定員等の総数(必須)					
⑥判定基準寄附者数 (実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数 (計算後の寄附者数)(自動計算⇒)					

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

チェック表A 第3-2号様式(第3条関係)

☞ 実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)	年	月	日	~	年	月	日
②実績判定期間における月数(必須)	ヶ月	(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。					

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300.000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数 (自動計算⇒)	
④年平均の寄附金額 (自動計算⇒)	

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤社会福祉事業に係る費用の額の合計額(※)(必須)					
⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)					

※ 社会福祉事業に係る費用とは、事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。  
同費用の額が1億円未満の年度については、当該年度の事業活動内訳表を添付して提出してください。

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

第4号様式（第3条関係）

〈チェック表B〉

実績判定期間	(自) 年 月 日
	(至) 年 月 日

(A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	
国等からの補助金等の額(3) ※((1)-(2)の額を限度とする。)		
(1) - (2) + (3) = (A) 寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

(B) 経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1) - (2) = (B) 経常収入金額		

判定式	(A) 寄附金等収入金額 ÷ (B) 経常収入金額 = %
-----	-------------------------------

※経常収支金額が確認できる決算書類（写）も添付してください。

税額控除に係る証明書

記 号 番 号  
年 月 日

(社会福祉法人名)  
(理事長名) 様

東京都北区長



貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

本証明書の有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで